

いじめ防止基本方針（北稜モデル）



大阪市立北稜中学校

内容

1. いじめの定義.....	3
2. 本校の基本方針のポイント.....	3
3. いじめの未然防止についての取組.....	4
4. いじめの早期発見・未然防止についての取組.....	6
5. いじめの早期解決についての取組.....	7
6. 部活動内におけるいじめ防止等について（新設）.....	9
6-1. 未然防止の取組.....	9
6-2. 早期発見の取組.....	10
6-3. いじめが疑われる場合の対応（部活動内）.....	10
6-4. 保護者・関係機関との連携.....	11
6-5. 点検・研修（部活動に関わる教職員）.....	11
7. いじめを発見・またはいじめの報告を受けた場合の「72 時間以内にすべきこと」（新設）	12
7-1. 担任または顧問がすべきこと.....	12
7-2. 校長がすべきこと.....	12
7-3. 教頭がすべきこと.....	13
7-4. 学年主任がすべきこと.....	13
7-5. 生徒指導主事・生活指導部長がすべきこと.....	14
7-6. 養護教諭がすべきこと.....	14

7-7. SC・SSW がすべきこと.....	14
7-8. 記録担当者がすべきこと.....	14
7-9. 時間外・休日の運用.....	15
7-10. 担当者が不在の場合.....	15
8. 年間指導計画.....	16
9. 策定・改訂等.....	17

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「**いじめはどの学校、どの学級にでも起こり得る**」という認識のもと、「豊かな人間性・確かな学力を養い、生きる力を育成する」ために「いじめ防止基本方針（北稜モデル）」を策定し、全教職員が組織として取り組んでいく。

本校は、令和5年の自死事案を風化させず、同じ後悔を繰り返さないために、「**小さな兆しを見逃さず、丁寧に受け止めること**」「**ひとりに抱えさせない（教職員は必ず組織対応）**」を本校の**行動原則として徹底する**。特に、いじめが疑われる段階から、被害を受けた生徒の安全確保と心の回復を最優先にする。本校の基本方針のポイントを校内研修等で継続的に確認する。

- ① 教育活動を通じて「いじめは許さない学校」の雰囲気づくりを推進する。
 - ・ 学年、学級、部活動等が、互いを認め合い、安心して活動できる望ましい集団となるよう、日常の指導と関係づくりを充実させる。
 - ・ からかい、冷やかし、無視、仲間外れ、SNSでの排除等、「**軽いいじり**」に見えるものも**いじめにつながることを共通認識とし、見逃さない**。
 - ・ 傍観（見て見ぬふり）を許さず、相談・通報・止める行動が尊重される文化をつくる。
- ② 生徒の豊かな道徳心および人間尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通しての道徳教育や体験活動の充実を図る。
 - ・ 人権学習、道徳、学活、行事等を通して、他者の痛みを想像する力、言葉の責任、ネット上の人権（デジタル・シティズンシップ）を育てる。
 - ・ 「**自分を大切にし、隣の人を大切にする**」を**具体的行動に落とし込み**、日常のふるまいとして定着させる。
- ③ 毎日の生徒との関わりや生徒の見守りを通して信頼関係を築き、また、定期的なアンケート調査や教育相談等を通して、生徒が発信する小さな変化や信号を見逃さない。
 - ・ 表情、欠席・遅刻、持ち物、食事、交友関係、SNS上の変化等のサインを、その場で終わらせず、必ず声かけと確認につなげる。

- ・ アンケート（記名／無記名）、教育相談、保健室・相談室（リソースルーム等）、学年外・外部相談窓口など、**複数の相談ルートを整える。**
 - ・ 情報は個人で抱えず、所定の様式で記録し、学年・管理職を含む組織で共有する。
- ④ いじめが予見または発見された場合は、迅速かつ適切な初期対応を行い、指導および支援体制を組み、早期解決を図る。
- ・ **初期対応はスピードと安全確保を最優先**とし、事実確認、関係者への聞き取り、資料の確保（SNS 等）を適切に行う。
 - ・ 加害とされる生徒には、事実関係を丁寧に確認した上で行為の重大性を理解させ、具体的に何をやめ、どう関わりを改めるかを指導する。また、保護者とも連携し、再発防止の約束と見守りの体制を整える。
 - ・ 被害を受けた生徒の安全確保（席・登下校・居場所・連絡手段等）と心理的ケアを行い、必要に応じて別室・段階的登校等の支援を組む。
 - ・ いじめの解消は、謝罪の有無だけで判断せず、再発防止と心身の回復が確認できるまで支援を継続する。
 - ・ いかなる事案も速やかに管理職へ報告し、校内で情報共有・対応方針を決定する。その上で、生命や心身に重大な影響のおそれがある場合等は、教育委員会と連携し、重大事態の判断も含めて対応する。
- ⑤ 教職員全体の共通理解のもと、保護者、関係諸機関と連携し、指導および支援を図る。
- ・ 校内研修（事例検討・ロールプレイを含む）を定期実施し、対応のばらつきをなくす。
 - ・ 保護者への説明は、被害生徒の安心につながるよう丁寧に言い、必要に応じて関係機関（SC、SSW、医療、警察等）と連携する。
 - ・ 取組は点検・見直しを意識して言い、学校としての再発防止策に反映する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

① 授業改善について

生徒が学習の達成感や充実感を味わえる「わかる授業」づくりのために指導方法を見直し、教材研究や授業改善に組織的に取り組む。また、学年・教科で授業規律の共通理解を図り、安心して学べる学級づくりを進める。

- ・ つまづきやすいポイントを共有し、支援が必要な生徒を早期に見立てる。

- ・ からかいにつながりやすい場面（発表・グループ分け・技能差が見える活動）では、手順とルールを明確にし、**失敗が笑いものにならない環境をつくる。**
- ・ 他の教員の授業参観→相互参観を計画的に行い、「わかる授業」と「落ち着いた授業規律」、さらに「生徒自らが主体的に学べる授業」を学校全体で高める。
- ・ 授業中の言葉かけ・評価・注意の仕方を点検し、**特定の生徒の孤立や固定化（「いつも叱られる」「いつも外される」等）を生まない。**

② 自己有用感を高めるために

生徒会・委員会活動等を通して、生徒が「自分の居場所がある」と実感できる機会を学校全体で増やす。また、**一部の生徒だけが目立つのではなく、全員に役割と出番がある仕組みを意図的につくる。**

- ・ 生徒会主体の取組で、いじめ・からかい・SNSの問題を「自分ごと」として考える機会を定期的に設ける。
- ・ 各委員会は、月1回の委員会で「学校をよくする提案」を具体化し、学年・全校へ発信する。
- ・ 学級では、係活動・当番活動・行事準備などで役割が偏らないよう配慮し、貢献が見える形で承認する。
- ・ 不登校支援（リソースルーム・ステップルーム等）も含め、教室以外にも「安心できる居場所」を確保し、学校とのつながりを保つ支援を行う。

③ いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

教職員は、生徒同士のふれあい及び教職員と生徒とのふれあいを重視し、互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

「いじり」「ノリ」「遊び」の名目であっても、相手が苦痛を感じればいじめであるという共通理解を徹底し、早い段階で止める文化をつくる。

- ・ 道徳および各教科、学活等を通じて、命の大切さ、言葉の責任、同調圧力、傍観の問題を扱い、「止める・離れる・知らせる」行動を具体的に教える。
- ・ 教職員は、見過ごし・放置・対応の遅れが起きないように、気になる言動を見たらその場で声をかけ、必要に応じて複数で対応する。
- ・ 相談しやすい関係づくり（あいさつ、日常の短い対話、否定しない聞き方）を学校の標準として実践する。

【SNS等によるいじめの防止】

- ・ 携帯電話・スマートフォン等の使用について、個人情報、誹謗中傷、晒し、なりすまし、グループ外し等の危険性を、保護者・生徒へ継続的に啓発する。

- ・ 情報モラル教育を「禁止」中心ではなく、デジタル・シティズンシップ（責任ある使い方）として位置づけ、具体事例で指導する。
- ・ ネット上のトラブルは資料の確保が重要であることを周知し、困ったときは削除・拡散の前に相談する行動を徹底する。

4. いじめの早期発見・未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもつ。本校は、いじめを隠したり軽視したりすることなく、「積極的に認知する」ことを基本とし、迷う場合は「いじめの可能性あり」として組織で扱う。

また、過去の重大で痛ましい事案の反省を踏まえ、被害を受けた生徒の安全確保と心の回復を最優先に、誰か一人の判断や抱え込みによって対応が遅れない体制を徹底する。

① アンケートの実施

1学期に生活についてのアンケートを行う。毎学期、学習者用端末を使用したいじめに関する実態調査（年3回）を実施する。また、いじめをうかがわせる情報、欠席や遅刻の増加、交友関係の急変、SNS上のトラブル等がある場合は、臨時にアンケートを実施する。

- ・ **アンケートは「回答したら必ず大人が見て動く」ことを前提に運用**し、気になる回答は速やかに聞き取りにつなげる。
- ・ 記述内容やサインは個人で抱えず、所定の方法で記録し、学年・管理職を含む組織で共有する。
- ・ 被害が疑われる回答がある場合は、本人の安全確保（居場所・登下校・席・連絡手段等）を優先し、安心できる場で段階的に確認する。

② 教育相談活動の実施

教育相談を学期に1回（年3回）実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。さらに、日常の観察と短い対話を重ね、相談が必要な生徒を早期に見立て、随時の面談につなげる。

- ・ 教育相談は「問題がある生徒だけ」の場にせず、全員が安心して話せる機会として位置づける。
- ・ 相談内容は守秘に配慮しつつ、いじめが疑われる場合は例外として組織で共有し、早期対応につなげる。
- ・ 必要に応じて、SC・SSW等と連携し、心理的支援・家庭支援を含めた支援体制を整え

る。

③ 学習者用端末・相談申告機能の活用

学習者用端末内のスクールライフノートの「心の天気」や相談申告機能を活用し、生徒が悩み事を安心して教職員に相談できる環境づくりに努める。また、相談担当となった教職員は、速やかに話を聞き取り、心のケアに努める。

- ・ 「心の天気」等で、日頃の天気から変化が見られる場合は、早期に声かけ・面談を行い、必要に応じて保護者とも連携する。
- ・ 相談申告機能による相談は、生徒が“出したのに放置された”と感じないように、原則として当日中に一次応答を行う。
- ・ 生命・安全に関わる可能性（自傷念慮、脅し、深刻ないじめ、重大な不安等）がある場合は、管理職・関係教職員に速やかに引き継ぎ、緊急対応を行う。
- ・ 相談内容の記録・引き継ぎは、漏れや属人化を防ぐため、学校で定めた方法で行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

本校は、過去の痛ましい事案の反省を風化させず、「小さな兆しを軽く扱わない」「ひとりに抱えさせない（教職員は必ず組織対応）」を行動原則として徹底する。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。**指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、行為の停止・再発防止・安全の回復を軸に、社会性の向上と人格の成長につながる指導・支援を継続的に行う。**

① 学校内の組織

本校は「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止と早期解決にあたる。

【構成】

校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭を中心とし、事案に応じて担任、部活動顧問等を加える。必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等とも連携する。

【役割】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、校内研修の実施、検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報を収集し、記録を整え、組織で共有する。
- ・ いじめの疑いがある場合は緊急に会議を開催し、情報共有の上、事情聴取、支援・指導を行う。

- ・ 支援・指導の方針、役割分担、保護者連携の方針を決定し、必要に応じて関係諸機関とも連携する。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに関する訴え・相談を受けた場合、またはいじめをうかがわせる情報を得た場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめを直ちにやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導およびその保護者への助言を、継続的に行う。

【被害生徒への支援（安全確保を最優先）】

- ・ 被害生徒が安心して学校生活や教育を受けられるよう、本人・保護者が必要とした場合、保護者と連携しながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- ・ 必要に応じて、SC・SSW等を活用し、心のケアを行う。
- ・ 報復・二次被害が生じないよう、接触の制限、座席や活動場面の配慮、登下校時の安全配慮、SNS上の拡散防止など、具体的な安全措置を行う。

【加害生徒への指導・支援】

- ・ 行為を止めさせ、事実と影響を理解させる指導を行う。
- ・ 形式的な謝罪で終わらせず、再発防止の具体策または案、措置を明確にし、必要に応じて支援計画を立てる。

【関係機関との連携】

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事態への対処

重大事態（生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合）が発生した場合には、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

そして組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係やその他の必要な情報を適切に提供するとともに、学校の設置者に報告する。

また、調査・対応の全過程において、被害生徒の安全確保と心身の回復を最優先とし、二次被害の防止に最大限配慮する。

6. 部活動内におけるいじめ防止等について（新設）

<基本姿勢>

部活動は、学校教育活動の一環として位置づけられ、活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性を育み、他者を慈しむ心をもった人材の育成をめざして行わなければならない。（「大阪市部活動指針」より。）一方で、**部活動は上下関係や閉じた人間関係、勝利至上の空気、集団行動、SNSの連絡網などにより、いじめが見えにくい形で起こり、深刻化しやすい。**

本校は、部活動内のいじめについても「小さな兆しを見過ごさず、丁寧に受け止めること」「ひとりに抱えさせない（教職員は必ず組織対応）」を行動原則とし、未然防止・早期発見・早期解決に組織的に取り組む。

6-1. 未然防止の取組

① ルールの明確化と共有

- ・ 部活動ごとに「部の約束←各部それぞれに禁止事項・SNSの取り扱いは違うものなのか？いじめ防止についての約束なのか？（禁止事項・SNSの扱い等）」を作成し、年度当初に生徒・保護者へ周知する。
- ・ 暴力、脅し、強要、侮辱、無視、道具や金銭の不当な扱い、晒し、グループからの排除等を明確に禁止する。
- ・ 「いじり」「ノリ」「伝統」の名目であっても、**相手が苦痛を感じれば許されないことを徹底する。**

② 上下関係の健全化（先輩・後輩）

- ・ 先輩が後輩を支える文化を大切にしつつ、「命令」「罰」「しごき」「過度な雑務の押し付け」など支配関係を生まない運営を行う。

③ 指導体制の点検（顧問・部活動指導員）

- ・ **顧問は部活動内の人間関係を把握し**、特定の生徒の孤立、固定的役割（雑用係など）、練習中のからかい等を見逃さない。
- ・ 部活動指導員を含め、指導上の言動が生徒の尊厳を傷つけないよう、学校の方針に基づき共有・点検する。

④ SNS・連絡網の運用

- ・ 部活動内の連絡は原則として連絡事項に限定し、個人攻撃や晒し、排除を生まない運用を徹底する。
- ・ トラブルが起きた場合は拡散や削除を急がず、資料の確保を含め学校へ相談する。
- ・ **本校は、過去の痛ましい事案の反省を踏まえ、部活動に関する LINE グループ等（学校**

の管理が及ばない私的 SNS グループ) の作成・運用は原則として行わず、学校として推奨しない。

- ・ やむを得ず LINE 等を連絡手段として用いる必要がある場合は、生徒のみのグループ運用は行わず、保護者の管理のもとで運用することを原則とする。

例：①保護者がグループを作成・管理する ②保護者が内容を確認できる体制をとる
③連絡事項以外の投稿をしない ④誹謗中傷・晒し・排除につながる投稿は禁止し、発生時は直ちに学校へ連絡する。

- ・ 代替手段として、部活動の連絡は原則、学習者用端末の Google Classroom または Microsoft Teams を活用する。また、顧問は部活動（チーム）に係る連絡・予定共有等を、学校管理下の既存の連絡ツール（欠席連絡等アプリ等）で行う。欠席・遅刻等の連絡を含め、教職員と児童生徒との SNS 等の利用は行わない（令和 5 年 12 月 20 日「教職員と児童生徒との SNS 等の利用ルールの明確化について」大阪市教育委員会）。顧問の目が届く環境で運用し、トラブルの予防と早期把握につなげる。

6-2. 早期発見の取組

① 日常の観察と声かけ

- ・ 練習中・移動中・更衣や待機時間など、「顧問の目が届きにくい場面」も意識して観察する。
- ・ 表情、参加意欲の低下、欠席増、用具の紛失、急な退部希望などのサインを軽視しない。

② 定期的な確認（部活動版）

- ・ 学期ごとのアンケート等に加え、部活動所属生徒には必要に応じて簡易チェックを行う。
- ・ 顧問は学期に 1 回程度、部員と短時間でも個別に話す機会を確保する（全員対象）。

③ 相談ルート of 複線化

- ・ 担任・顧問に言いにくい場合も想定し、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、SC 等、複数の相談先を周知する。
- ・ 学習者用端末の相談機能等も活用し、「相談したら必ず大人が動く」安心感を担保する。

6-3. いじめが疑われる場合の対応（部活動内）

部活動内でいじめが疑われる情報を得た場合は、第 5 章の流れに準じ、速やかに組織的に対応する。

- ・ 安全確保を最優先とし、必要に応じて接触回避（練習配置の変更、別行動、活動参加の調整等）を直ちに行う。
- ・ 聞き取りは被害生徒の負担に配慮し、無理に詳細を語らせず、複数回に分けるなどして

行う。

- ・ いじめ対策委員会で方針を決定し、役割分担と期限を明確にする。
- ・ 再発防止のため、部の運営（リーダー体制、練習環境、SNS 運用、暗黙のルール）を点検し、必要な改善を行う。
- ・ 事案により、活動停止や大会参加の扱い等を含め、教育的配慮の下で適切に判断する。

6-4. 保護者・関係機関との連携

- ・ 事案の状況に応じて、被害生徒・加害生徒双方の保護者と連絡・協議し、支援と指導を継続する。
- ・ 必要に応じて SC・SSW 等と連携し、心のケアや家庭支援につなげる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき事案（暴行、脅迫、恐喝、重大な誹謗中傷、画像拡散等）については、教育委員会および所轄警察署等と連携して対処する。

6-5. 点検・研修（部活動に関わる教職員）

- ・ 顧問・関係教職員は、年度当初および必要に応じて「部活動内いじめ」「SNS」「上下関係」「体罰・暴言等の防止」について校内研修で共通理解を図る。
- ・ 部活動ごとの取組は定期的に点検し、課題があれば改善して次年度へ引き継ぐ。

部活動いじめチェック項目（10 項目）

- 「いじり」「ノリ」の名目で、特定の生徒が繰り返し笑いの対象になっていないか。
- 無視・仲間外し・グループ分けでの排除など、関係から切り離す動きがないか。
- 先輩後輩の上下関係が、命令・罰・しごき・過度な雑務の押し付けになっていないか。
- 練習中や待機中に、暴言・あだ名・侮辱・脅しなどの言動が出ていないか。
- 用具・私物・金銭（部費・遠征費等）の扱いで、不当な要求や損壊・隠し・取り上げがないか。
- SNS・連絡網で、晒し・陰口・誹謗中傷・既読無視の強要・グループからの排除がないか。
- 顧問の目が届きにくい場面（更衣、移動、遠征、帰り道等）で、気になるトラブルが起きていないか。
- 急な欠席増、遅刻、体調不良、表情の暗さ、退部希望など“サイン”が出ている生徒はいないか。
- 「言ったら不利になる」「チームのために我慢」など、相談を止める空気が部にはないか。
- 困りごとを、顧問以外（担任・学年主任・養護教諭・SC 等）にも相談できることが部員に周知されているか。

7. いじめを発見・またはいじめの報告を受けた場合の「72 時間以内にすべきこと」

(新設)

<共通原則>

- ・ 安全確保を最優先にする。
- ・ 個人対応にしない。必ず管理職へ上げる。
- ・ 迷ったら「いじめの可能性あり」として扱い、積極的に認知する。
- ・ 対応の過程を時系列で記録する。
- ・ 二次被害と報復を防ぐ措置を先に入れる。

<役割に応じたすべき内容>

7-1. 担任または顧問がすべきこと

0～2 時間以内にする。

- ・ 被害生徒をその場から離し、安心できる場所に移す。
- ・ 加害が疑われる生徒との接触を止める。
- ・ 被害生徒に「学校が守る」と伝え、今は安全を優先することを明確にする。
- ・ 聞き取りは短時間で始め、詳細を無理に聞き切らない。
- ・ SNS が関係する場合は、画面保存等で証拠を確保し、日時、URL、投稿内容、関係者の範囲を記録する。
- ・ 把握した事実と直ちに講じた安全措置を、校長または教頭へ即時報告する。

～24 時間以内にする。

- ・ 追加の聞き取りは、指示された観点と順序に従って実施する。
- ・ 休み時間、放課後、部活動での見守りや接触回避を継続する。
- ・ 被害生徒の学校生活が成り立つように、居場所、動線、学習方法を確認して支援する。

7-2. 校長がすべきこと

0～2 時間以内にする。

- ・ 第一報を受けた時点で、被害生徒の安全確保が実行されているか確認する。
- ・ 生命や自傷に関する危険が疑われる場合は、危機対応を指示し、必要に応じて医療等につなぐ。緊急時は救急要請等を含めて対応する。

～24 時間以内にする。

- ・ いじめ対策委員会の緊急会議を招集する。
- ・ 対応の総括責任者として、対応方針決定の手順と優先順位を指示する。

～48 時間以内にする。

- ・ 重大事態の可能性が疑われる場合は、教育委員会との協議準備を開始する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき事案が疑われる場合は、教育委員会および所轄警察署等との連携を判断する。

～72 時間以内にする。

- ・ 対応方針書（第一次）を承認し、学校としての説明内容を統一する。
- ・ 重大事態が疑われる場合は、教育委員会へ速やかに報告し、協議の上、対処組織の設置と調査へ移行する手続きを開始する。
- ・ 被害生徒と保護者に必要な情報を適切に提供し、二次被害の防止に配慮する。

7-3. 教頭がすべきこと

0～2 時間以内にする。

- ・ 情報を受けた時点で、学年主任、生徒指導主事、生活指導部長へ即時共有する。
- ・ 記録担当者を指名し、記録を開始させる。

～24 時間以内にする。

- ・ 緊急会議の準備を行い、資料、役割分担、議題、期限を整える。
- ・ 情報を集約し、時系列で整理して会議に提示する。

～48 時間以内にする。

- ・ 会議で決定した措置が実行されているか確認し、抜けを補う。
- ・ 保護者連絡の内容がぶれないように整理し、担当者へ共有する。

～72 時間以内にする。

- ・ 文書の一元管理を行い、成果物が揃っているか点検する。
- ・ 次回会議日程と再評価日を確定させ、関係者へ周知する。

7-4. 学年主任がすべきこと

～24 時間以内にする。

- ・ 被害生徒の安全計画（暫定）を作成し、居場所、動線、接触回避、登下校配慮、連絡方法を定める。
- ・ 見守り担当を配置し、休み時間、放課後、部活動の体制を組む。

～48 時間以内にする。

- ・ 安全計画を更新し、接触制限、座席や活動場面の調整を実施する。
- ・ 必要に応じて学級または学年の全体指導を実施し、傍観、同調、拡散を止める指導を行う。

～72 時間以内にする。

- ・ 経過観察の体制を確定し、毎日の確認担当者、面談予定、再評価日、次回会議日を決める。

7-5. 生徒指導主事・生活指導部長がすべきこと

～24 時間以内にする。

- ・ 事実確認の設計を行い、聞き取り担当と順序を決める。
- ・ 被害、周囲、加害（疑い）を別々に聞き取る体制を作る。
- ・ 事実確認の観点を統一し、いつ、どこで、誰が、何を、どの程度、どれくらいの期間行ったかを整理する。

～48 時間以内にする。

- ・ いじめ行為を停止させる具体的措置を決定し、実行させる。
- ・ 加害生徒への指導を実施し、再発防止の具体的な行動目標を設定する。
- ・ 集団への手立てを整理し、必要な全体指導の内容を準備する。

～72 時間以内にする。

- ・ 対応方針書（第一次）に、指導内容、再発防止策、評価の観点を反映させる。

7-6. 養護教諭がすべきこと

- ・ 被害生徒の心身状態を確認し、必要な休養と保健的配慮を行う。
- ・ 強い不安、睡眠不良、食欲低下等のサインがある場合は、管理職へ共有し、専門支援につなぐ。

7-7. SC・SSW がすべきこと

- ・ 心理的支援が必要な生徒に面談を行い、安心と回復につなげる。
- ・ 家庭支援が必要な場合は、家庭状況を把握し、必要な支援につなげる。
- ・ 学校の説明と支援が継続できるように、助言を行う。

7-8. 記録担当者がすべきこと

- ・ 対応の過程を時系列で記録する。
- ・ 聞き取り内容、措置、保護者連絡、会議決定事項を記録する。
- ・ 72 時間以内に、次の 5 つの文書を揃えて一元管理する。
 - (1) 被害生徒の安全計画を作成する。
 - (2) 事実関係整理票を作成する。
 - (3) 対応方針書（第一次）を作成する。
 - (4) 保護者説明メモを作成する。

(5) 役割分担表と次回会議予定を作成する。

7-9. 時間外・休日の運用

- ・ 時間外や休日に把握した場合でも、安全確保と拡大防止を最優先に、できる範囲で初動対応を行う。週明けまで先送りしない。
- ・ 聞き取りの拡大、会議の招集、文書作成などの本格対応は、原則として次の勤務開始後に速やかに着手する。
- ・ 生命に関わるおそれがある場合、自傷他害のおそれがある場合、重大な健康被害が疑われる場合、犯罪が疑われる場合は例外とする。時間外や休日であっても、救急要請や警察相談を含めて必要な対応を優先する。

7-10. 担当者が不在の場合

<担任・顧問が不在の場合>

- ・ 第一発見者（報告を受けた者）が、担任・顧問の代わりに「0～2 時間以内」の対応を開始する。
- ・ 学年主任、生徒指導主事（生活指導部長）へ直ちに引き継ぎ、管理職への報告と記録開始までを途切れさせない。

<管理職が不在の場合（代行順位）>

- ・ 校長不在時は教頭が統括する。校長・教頭とも不在の場合は、あらかじめ定めた管理職代行（首席→生徒指導主事→生活指導部長→学年主任の順）が統括し、教育委員会へも状況を共有する。
- ・ 代行が統括した場合も、校長（教頭）へは判明次第速やかに報告し、方針の承認・更新につなげる。

8. 年間指導計画

令和7年度 年間指導計画

学期	月	指導内容
1	4	被害調査（春季休業中の生活について 2・3年のみ実施） オリエンテーション（心の天気、相談申告機能等説明） 携帯安全教室（情報ネットモラル教育 全校生徒で実施） いのちの大切さ（「いじめを許さない」学校づくり） スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	5	「いじめ・いのちについて考える日」：思いやる心(傍観者にならない) （全校集会後、各学級・各学年で取り組み） スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生活指導部研修会（職員会議で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	6	教育相談用アンケートの実施 スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） 教育相談（クラスごとに担任で全生徒に実施）
	7	いじめアンケート（全学年、全校生徒で実施） スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） スクリーニング会議Ⅱ（学期に1回実施） 情報モラル学習（相手の気持ちを考える） 学習者用端末の持ち帰り（夏季休業中に実施）
2	8	被害調査（夏季休業中の生活について 全校生徒で実施） 教育相談（対象生徒のみ実施） スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	9	スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	10	スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	11	スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	12	いじめアンケート（全学年、全生徒で実施） スクリーニング会議Ⅱ（学期に1回実施） 学習者用端末の持ち帰り（冬季休業中に実施）
3	1	被害調査（冬季休業中の生活について 全校生徒で実施） 教育相談（対象生徒のみ実施） スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	2	スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） いじめアンケート（3年生で実施）
	3	スクリーニング会議Ⅰ（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） いじめアンケート（全校生徒で実施） スクリーニング会議Ⅱ（学期に1回実施） 学習者用端末の持ち帰り（春季休業中に実施 1・2年のみ）

9. 策定・改訂等

平成26年4月1日策定

平成31年4月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

令和8年3月1日改訂（全面的に見直し）